

令和元年12月20日



国土交通省 九州地方整備局  
宮崎河川国道事務所  
延岡河川国道事務所  
宮崎県  
県土整備部 道路保全課

## 令和元年度宮崎県道路メンテナンス会議を開催 併せて、宮崎県道路鉄道連絡会議も同日開催

1巡目(平成26～30年度)の定期点検が完了し、2巡目(令和元～5年度)を実施していくことから、点検や修繕などの実施状況について連絡、調整を図ることにより、今後の「道路の老朽化対策」を着実に推進していくための情報共有を行います。

【日時】 令和元年12月23日(月)

14時30分～ 令和元年度宮崎県道路鉄道連絡会議

1. 道路鉄道連絡会議の位置づけ
2. 跨線橋の点検実施状況および判定区分状況
3. 意見交換等

15時30分～ 令和元年度宮崎県道路メンテナンス会議

1. 1巡目点検の実施状況および修繕着手等の状況
2. 点検および修繕率向上に向けた自治体支援
3. 意見交換等

【場所】 宮崎市中央公民館 3階大研修室 (宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7)

### 報道機関の皆様へ

会議の傍聴、取材は可能です。ただし、意見交換は非公開とさせていただきます。

カメラ撮りは、会議の進行に支障のないようお願いします。

道路メンテナンス会議の開始時間は、予定時間より前後する場合があります。

取材を希望される場合は、23日(月)10時までに、下記問い合わせ先(上村)へ連絡願います。

— 発表記者クラブ — 宮崎県政記者クラブ

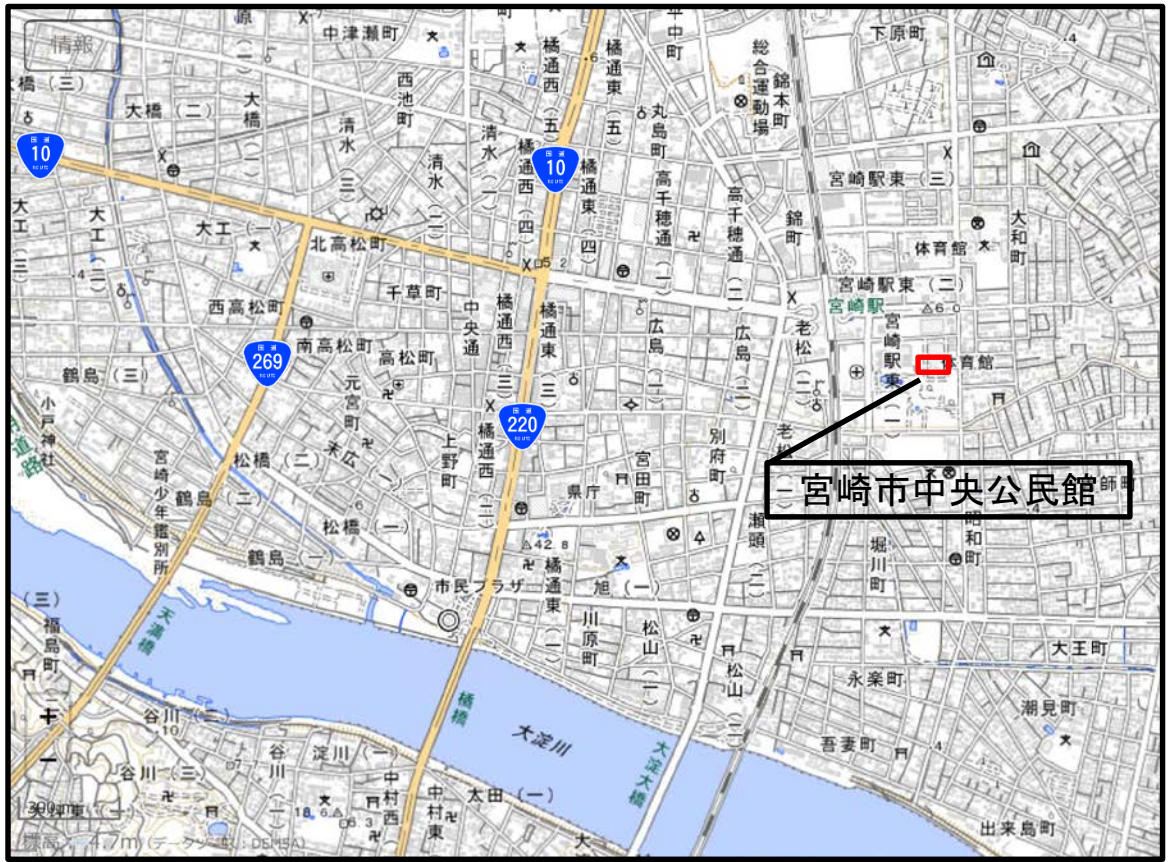
【問い合わせ先】 宮崎県道路メンテナンス会議 事務局

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
代表電話 0985-24-8221 FAX 0985-32-7301

(議題について) 総括保全対策官 森 賢二 (内線308)

(開催庶務について) 保全対策官 上村 哲也 (内線404)

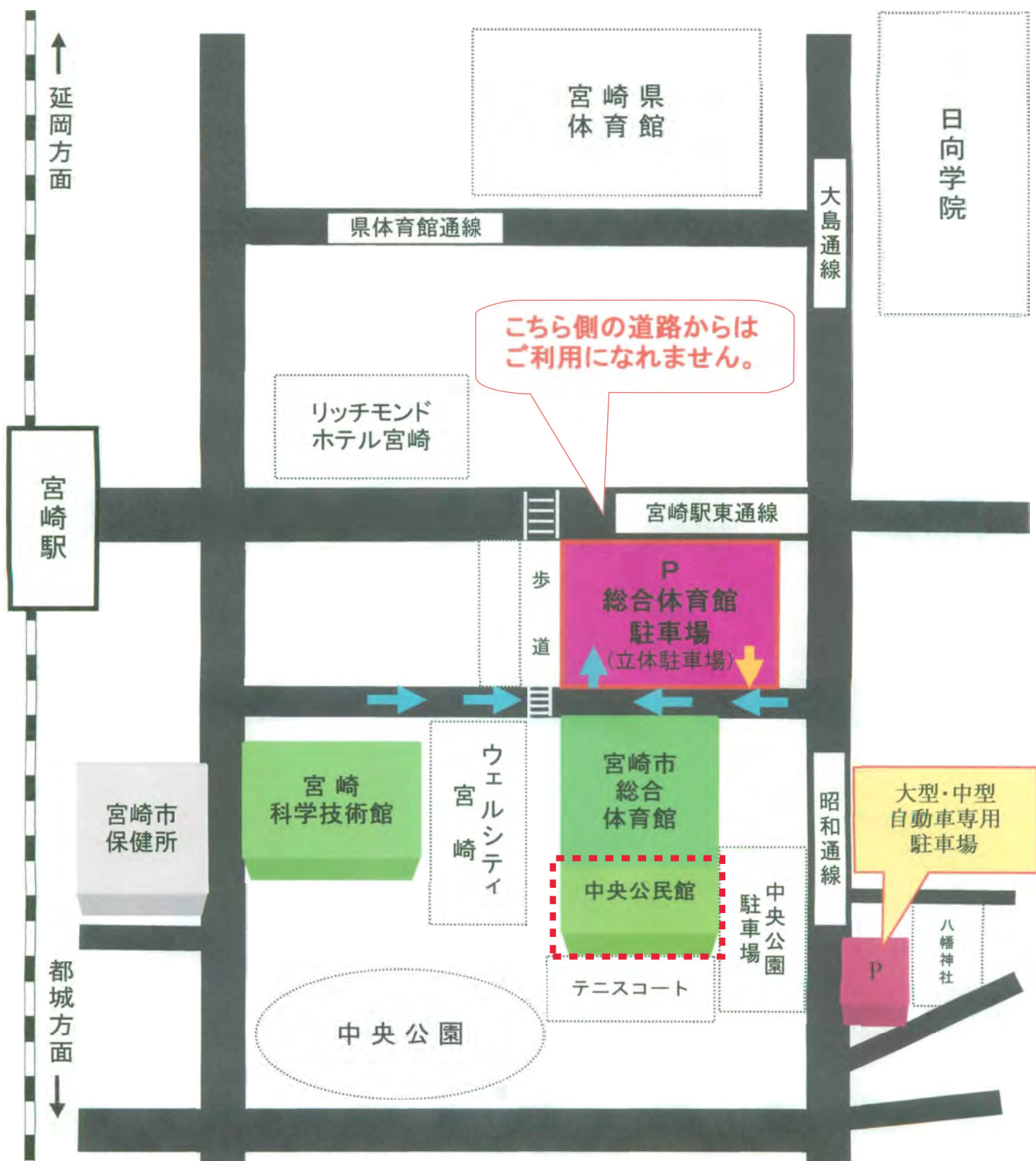
# 会議会場 位置図





# 会議会場場所案内図

## < 総合体育館駐車場案内 >



# 宮崎県道路メンテナンス会議

## 《設立の目的》

道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋)

- (1)設置 平成26年5月28日 (第1回会議)
- (2)構成 宮崎県内の全道路管理者(国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社)
- (3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長
- (4)会議開催経緯
  - [平成26年度] 3回
  - [平成27年度] 3回
  - [平成28年度] 2回
  - [平成29年度] 2回
  - [平成30年度] 2回



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法 抜粋  
(協議会)

第28条の2 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

# 専門部会 宮崎県道路鉄道連絡会議

## 《設立の目的》

道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正に基づき設置するもので、宮崎県道路メンテナンス会議規約第5条第1項に規定の「専門部会」に位置づけるものとし、宮崎県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(宮崎県道路鉄道連絡会議 規約より抜粋)

- (1)設置 平成29年2月8日 (第1回会議)
- (2)構成 宮崎県内の道路管理者 鉄道事業者  
(国、県、15市町、県道路公社、高速道路会社 JR九州 JR貨物)
- (3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長
- (4)会議開催経緯  
平成28年度 1回 平成29年度 1回 平成30年度 1回



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法施行規則 抜粋

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第4条の5の5 令35条の2第2項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。  
(略)

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。